

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(昭和32.6.10) 最近改正 令和元.6.14 法37号

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律とは

この法律は、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で原子力施設外へ放出されることその他の核原料物質や核燃料物質、原子炉による災害を防止することを目的の1つとしており、具体的には核燃料物質又は核燃料物質で汚染された物を廃棄する事業を規制しています。

核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物について、埋設によって最終的な処分をすることを「廃棄物埋設」といい、廃棄物埋設の事業を行おうとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければなりません（法51条の2第1項）。

2. 指定廃棄物埋設区域内での掘削の禁止（法51条の29第1項）

原子力規制委員会は、廃棄物埋設の事業開始前に、当該事業に係る廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の区域並びにこれらの地下について一定の範囲を定めた立体的な区域を指定するものとされており、この区域を「指定廃棄物埋設区域」といいます（法第51条の27）。

指定廃棄物埋設区域内においては、原子力規制委員会の許可を受けなければ、土地を掘削することはできません（法第51条の29第1項）。但し、指定廃棄物埋設区域に係る廃棄物埋設施設を設置した廃棄物埋設事業者がその事業として当該指定廃棄物埋設区域において行う土地の掘削については、除かれます。

3. 確認方法

原子力規制委員会は、指定廃棄物埋設区域を指定する場合、その旨及びその区域を官報で告示しなければならない、とされています（法第51条の27第2項）。

したがって、指定廃棄物埋設区域については土地の所有者に確認するほか、原子力規制委員会で確認することもできます。